

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年3月14日

【四半期会計期間】 第27期第1四半期(自平成22年11月1日至平成23年1月31日)

【会社名】 株式会社トップカルチャー

【英訳名】 TOP CULTURE Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清水 秀雄

【本店の所在の場所】 新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号

【電話番号】 (025) 232 - 0008

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 遠海 武則

【最寄りの連絡場所】 新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号

【電話番号】 (025) 232 - 0008

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 遠海 武則

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第26期 第1四半期連結累計 (会計)期間	第27期 第1四半期連結累計 (会計)期間	第26期
会計期間		自平成21年11月1日 至平成22年1月31日	自平成22年11月1日 至平成23年1月31日	自平成21年11月1日 至平成22年10月31日
売上高	(千円)	9,517,668	9,226,246	33,871,025
経常利益	(千円)	288,017	408,068	976,571
四半期(当期)純利益	(千円)	148,488	127,977	455,306
純資産額	(千円)	7,116,958	7,374,766	7,422,092
総資産額	(千円)	25,147,974	22,580,400	22,349,095
1株当たり純資産額	(円)	588.29	609.69	613.87
1株当たり四半期(当期) 純利益	(円)	12.38	10.67	37.95
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	12.33	10.63	37.81
自己資本比率	(%)	28.1	32.4	33.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,504,134	692,832	6,292
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	662,718	51,581	887,370
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,301,007	649,495	1,988,674
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	3,602,473	1,287,232	1,192,313
従業員数	(名)	379	368	373

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年1月31日現在

従業員数(名)	368(689)
---------	----------

(注) 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

(2) 提出会社の状況

平成23年1月31日現在

従業員数(名)	351(668)
---------	----------

(注) 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 販売実績

セグメントの名称		当第1四半期連結会計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年1月31日)			
		売上高 (千円)	構成比 (%)	前年同期比 (%)	
蔦屋書店事業	書籍	3,739,434	40.5	100.9	
	レンタル	2,000,653	21.7	99.2	
	販売用CD	832,158	9.0	84.7	
	文具	712,960	7.7	104.3	
	販売用DVD	616,151	6.7	95.0	
	ゲーム	435,755	4.7	82.8	
	リサイクル	57,836	0.6	112.9	
	その他	504,468	5.5	89.5	
	セグメント間の 売上高又は振替高	内部	-	-	-
	計		8,899,418	96.4	97.0
その他	外部顧客に対する売上高	326,827	3.6	96.4	
	セグメント間の 売上高又は振替高	内部	989	0.0	96.8
	計		327,817	3.6	96.4
合計			9,227,235	100.0	96.9

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 セグメント間の内部取引高を含めて表示しております。
3 蔦屋書店事業の「その他」は、電化製品、生テープ、図書カードほかであります。
4 当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。上記の前年同期比は、前第1四半期連結会計期間の数値を当社の報告セグメントに変更したものととして、組替えて算出しております。

(2) 仕入実績

セグメントの名称		当第1四半期連結会計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年1月31日)		
		仕入高 (千円)	構成比 (%)	前年同期比 (%)
蔦屋書店事業	書籍	2,841,380	43.9	99.0
	レンタル	927,197	14.3	105.4
	販売用CD	634,855	9.8	81.2
	文具	599,287	9.3	92.5
	販売用DVD	564,644	8.7	128.3
	ゲーム	375,028	5.8	77.5
	リサイクル	34,129	0.6	109.6
	その他	257,518	4.0	58.1
	計	6,234,042	96.4	94.7
その他		234,563	3.6	91.7
合計		6,468,605	100.0	94.6

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 セグメント間の内部取引高を含めて表示しております。
3 蔦屋書店事業の「その他」は、電化製品、生テープ、図書カードほかであります。
4 当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。上記の前年同期比は、前第1四半期連結会計期間の数値を当社の報告セグメントに変更したものととして、組替えて算出しております。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におきましては、企業収益の改善など一部で回復の兆しが見られるものの、依然として厳しい雇用情勢や所得環境を背景に、緩やかなデフレ状況で推移いたしました。

このような状況の中、当社グループは「日常的エンターテイメント」をコンセプトにリアル店舗の強みである「商品を選ぶ・見つける楽しさ」やお子様からご年配のお客様まで誰もがいつでもゆっくりと過ごすことができる「居心地の良いエンターテイメント空間と時間」を提供すべく、様々なライフスタイルに沿った提案性の高い売場づくりとホスピタリティ（おもてなしの心）の向上に取り組んでまいりました。また、今期より新設した営業本部を中心に店舗収益力の改善に注力してまいりました。

当第1四半期連結会計期間末のグループ合計店舗数は75店舗（前年同四半期末は77店舗）となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の業績は、売上高9,226百万円（前年同期比96.9%）、営業利益429百万円（前年同期比150.4%）、経常利益408百万円（前年同期比141.7%）、四半期純利益127百万円（前年同期比86.2%）となりました。

売上・利益の増減要因

売上面につきましては、当社グループの主軸である蔦屋書店事業において収益力の強化として既存店の移転・統合閉店を積極的に進めており、店舗数が前年同四半期末に比べ2店舗減少していることや既存店売上高前年同期比が97.8%となったことにより減少いたしました。

利益面につきましては、コスト効率の改善に徹底して取り組んだ結果、販売費及び一般管理費比率は前年同期比1.3%減少いたしました。その結果、営業利益は前年同期比50.4%増加し、429百万円、経常利益は前年同期比41.7%増加し、408百万円となりました。また、資産除去債務に関する会計基準適用に伴う特別損失158百万円の計上および店舗の統合閉店に伴う特別損失5百万円の計上により、四半期純利益は前年同期比13.8%減少し、127百万円となりました。

セグメントの状況は、次のとおりであります。なお、各セグメントの業績値につきましては、セグメント間の内部取引高を含めて表示しております。

蔦屋書店事業

当セグメントの第1四半期連結会計期間の業績は、売上高8,899百万円、セグメント利益は403百万円となりました。

主力商品の売上高前年同期比は、書籍100.9%（既存店102.3%）、文具104.3%（既存店105.6%）、レンタル99.2%（既存店100.4%）、販売用CD 84.7%（既存店86.3%）、販売用DVD 95.0%（既存店96.2%）となりました。書籍は、売上上位商品の充足率を強化するとともに定番商品の品揃え強化により売上の底上げを図ったことが奏功いたしました。文具は、定番商品の売上が順調に推移したほか、季節商品の販売体制強化が売上に貢献いたしました。レンタルは、映像部門において単価下落が続いておりますが、客数は増加しており堅調な推移となりました。販売用CD・DVDは、市場全体の縮小傾向が続いていることから、引き続き在庫効率化と商品提案力の強化に取り組まれました。

その他

当セグメントの第1四半期連結会計期間の業績は、売上高327百万円、セグメント利益は6百万円となりました。

中古買取販売事業は、ゲーム新品のタイトルパワー不足により売上は前年を下回りましたが、古本の買取強化を図ったことにより、古本売上が好調な推移となりました。スポーツ関連事業は、サッカークラブおよびサッカースクールの会員獲得が順調に進み、売上伸長いたしました。

(2) 財政状態の分析

総資産につきましては、前連結会計年度末比231百万円増加し、22,580万円となりました。これは主に、当第1四半期連結会計期間から新たに適用された資産除去債務に関する会計基準等に基づき、有形固定資産を203百万円計上したことによるものであります。

負債につきましては、前連結会計年度末比278百万円増加し、15,205百万円となりました。これは主に、長期借入金が264百万円、リース債務が111百万円減少した一方、買掛金が324百万円増加したことおよび資産除去債務を368百万円計上したことによるものであります。

純資産につきましては、前連結会計年度末比47百万円減少し、7,374百万円となりました。これは主に、利益剰余金が51百万円減少したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ94百万円増加し、1,287百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は、692百万円（前年同期比811百万円資金減）となりました。これは主に、仕入債務が前年同期に比べ863百万円減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の増加は、51百万円（前年同期比714百万円資金増）となりました。これは主に、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出が前年同期に比べ630百万円減少したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は、649百万円（前年同期比651百万円資金増）となりました。これは主に、短期借入金の純増減額が前年同期に比べ670百万円増加したことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

重要な設備の新設等

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設の計画の完了はありません。

重要な設備の除却等

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却等の計画の下記の通りであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額 (千円)	除却等の 予定年月	除却等による減少能力
株式会社 トップ カルチャー	深谷店 (埼玉県深谷市)	蔦屋書店 事業	店舗閉鎖		平成23年 3月	年間売上高 (平成22年10月期実績) 287,190千円

(注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 帳簿価額は減損損失計上後の金額であります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,472,000
計	33,472,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年1月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年3月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,688,000	12,688,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	12,688,000	12,688,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく当社の取締役及び従業員に対する新株予約権（ストックオプション）の状況は次のとおりであります。

平成18年第1回新株予約権（平成18年1月26日開催の定時株主総会決議に基づくもの）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年1月31日)
新株予約権の数(個)	126
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,600(注)1,2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成18年1月27日 至平成38年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>前記に関わらず、新株予約権者は以下のa.、b.に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>a.平成33年1月31日に至るまでに新株予約権者が権利行使日を迎えなかった場合には平成33年2月1日より行使できるものとする。</p> <p>b.当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から30日間とする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者の相続人による行使は認めない。</p> <p>その他細目については、本定時株主総会決議及び今後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
- ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、当社が他社と吸収合併または新設合併を行う場合、その他必要が生じた場合は、未行使の新株予約権の目的たる株式の数について当社は必要と認める調整を行う。
- 2 新株予約権の目的となる株式の数は、新株発行予定数から、権利行使を行った者の新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

平成18年第2回新株予約権（平成18年1月26日開催の定時株主総会決議に基づくもの）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年1月31日)
新株予約権の数(個)	814
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	81,400 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	764 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年4月1日 至平成25年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 764 資本組入額 382
新株予約権の行使の条件	対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社または当社関連会社の取締役または社員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職その他正当な理由のある場合には、この限りでない。 この他、権利行使の条件は、本株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約によるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合（新株予約権の行使による新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社が株式分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が他社と吸収合併または新設合併を行う場合、その他必要が生じた場合は、行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

- 2 新株予約権の数及び目的となる株式の数は、新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び目的となる株式の数を減じて記載しております。

平成18年施行会社法第236条、第238条及び第239条に基づく当社の取締役及び従業員に対する新株予約権（ストックオプション）の状況は次のとおりであります。

平成19年第1回新株予約権（平成19年1月26日開催の定時株主総会決議に基づくもの）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年1月31日)
新株予約権の数(個)	125
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,500(注)1,2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成19年2月1日 至平成39年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>前記に関わらず、新株予約権者は以下のa.、b.に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>a.平成34年1月31日に至るまでに新株予約権者が権利行使日を迎えなかった場合には平成34年2月1日より行使できるものとする。</p> <p>b.当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から30日間とする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者の相続人による行使は認めない。</p> <p>その他細目については、本定時株主総会決議及び今後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が他社と吸収合併または新設合併を行う場合、その他必要が生じた場合は、未行使の新株予約権の目的たる株式の数について当社は必要と認める調整を行う。
- 2 新株予約権の目的となる株式の数は、新株発行予定数から、権利行使を行った者の新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

平成19年第2回新株予約権（平成19年1月26日開催の定時株主総会決議に基づくもの）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年1月31日)
新株予約権の数(個)	264
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	26,400 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	719 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成21年4月1日 至平成26年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 719 資本組入額 360
新株予約権の行使の条件	対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または社員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職その他正当な理由のある場合には、この限りでない。 その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約により規定される。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合（新株予約権の行使による新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社が株式分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が他社と吸収合併または新設合併を行う場合、その他必要が生じた場合は、行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

- 2 新株予約権の数及び目的となる株式の数は、新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び目的となる株式の数を減じて記載しております。

平成19年第3回新株予約権（平成19年3月20日開催の取締役会決議に基づくもの）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年1月31日)
新株予約権の数(個)	609
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,900 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	695 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成21年4月15日 至平成26年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 695 資本組入額 348
新株予約権の行使の条件	対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または社員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職その他正当な理由のある場合には、この限りでない。 その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約により規定される。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合（新株予約権の行使による新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社が株式分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が他社と吸収合併または新設合併を行う場合、その他必要が生じた場合は、行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

- 2 新株予約権の数及び目的となる株式の数は、新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び目的となる株式の数を減じて記載しております。

平成20年第1回新株予約権（平成20年1月25日開催の定時株主総会決議に基づくもの）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年1月31日)
新株予約権の数(個)	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成20年4月10日 至平成40年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年間に限り新株予約権を行使できる。前記に関わらず、新株予約権者は以下のa.、b.に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>a.平成35年1月31日に至るまでに新株予約権者が権利行使日を迎えなかった場合には平成35年2月1日より行使できるものとする。</p> <p>b.当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から30日間とする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。 新株予約権者の相続人による行使は認めない。 その他細目については、本定時株主総会決議及び今後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 当社が株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が他社と吸収合併または新設合併を行う場合、その他必要が生じた場合は、未行使の新株予約権の目的たる株式の数について当社は必要と認める調整を行う。

平成20年第2回新株予約権（平成20年1月25日開催の定時株主総会決議に基づくもの）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年1月31日)
新株予約権の数(個)	400
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	360 (注)
新株予約権の行使期間	自平成22年4月1日 至平成27年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 360 資本組入額 180
新株予約権の行使の条件	対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または社員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職その他正当な理由のある場合には、この限りでない。 その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約により規定される。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合（新株予約権の行使による新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社が株式分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が他社と吸収合併または新設合併を行う場合、その他必要が生じた場合は、行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

平成20年第3回新株予約権（平成20年1月25日開催の定時株主総会決議に基づくもの）

	第1四半期会計期間末現在 （平成23年1月31日）
新株予約権の数（個）	824
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	82,400（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	360（注）1
新株予約権の行使期間	自平成22年4月15日 至平成27年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 360 資本組入額 180
新株予約権の行使の条件	対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または社員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職その他正当な理由のある場合には、この限りでない。 その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約により規定される。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）1 新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合（新株予約権の行使による新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社が株式分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が他社と吸収合併または新設合併を行う場合、その他必要が生じた場合は、行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

- 2 新株予約権の数及び目的となる株式の数は、新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び目的となる株式の数を減じて記載しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年1月31日		12,688,000		2,007,370		2,303,691

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大量保有報告書等の写しの送付はなく、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年10月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 690,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,995,100	119,951	
単元未満株式	普通株式 2,200		
発行済株式総数	12,688,000		
総株主の議決権		119,951	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式65株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社トップカルチャー	新潟県新潟市西区小針 4丁目9番1号	690,700		690,700	5.4
計		690,700		690,700	5.4

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年11月	12月	平成23年1月
最高(円)	360	371	379
最低(円)	331	350	359

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
取締役 営業本部 経営企画部長	取締役 営業本部 経営企画担当	田村 睦博	平成23年3月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成21年11月1日から平成22年1月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年11月1日から平成22年1月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年11月1日から平成23年1月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年11月1日から平成23年1月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年11月1日から平成22年1月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年11月1日から平成22年1月31日まで)までに係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成22年11月1日から平成23年1月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年11月1日から平成23年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年1月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,297,232	1,202,313
売掛金	244,600	237,616
商品	6,895,786	6,810,938
前払費用	296,017	254,242
繰延税金資産	53,600	86,636
未収入金	366,259	367,197
その他	92,195	12,008
貸倒引当金	325	309
流動資産合計	9,245,366	8,970,644
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 2,716,825	1 2,561,937
リース資産(純額)	1 3,207,537	1 3,356,581
その他(純額)	1 671,095	1 680,651
有形固定資産合計	6,595,458	6,599,170
無形固定資産		
のれん	272,500	291,485
その他	52,846	52,353
無形固定資産合計	325,346	343,838
投資その他の資産		
繰延税金資産	137,754	72,234
敷金及び保証金	4,217,439	4,283,717
その他	2,060,455	2,080,910
貸倒引当金	1,420	1,420
投資その他の資産合計	6,414,228	6,435,442
固定資産合計	13,335,034	13,378,451
資産合計	22,580,400	22,349,095
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,927,072	2,602,790
短期借入金	1,645,040	1,645,040
1年内返済予定の長期借入金	1,117,278	1,186,363
リース債務	501,413	539,896
未払法人税等	163,580	205,844
賞与引当金	39,000	90,000
未払金	427,122	417,046
その他	1,081,421	954,786
流動負債合計	7,901,927	7,641,766

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年1月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年10月31日)
固定負債		
長期借入金	3,459,496	3,724,290
リース債務	2,767,774	2,879,451
資産除去債務	368,636	-
退職給付引当金	124,392	125,572
役員退職慰労引当金	68,278	72,476
長期未払金	352,411	317,882
長期預り敷金保証金	162,717	165,563
固定負債合計	7,303,707	7,285,236
負債合計	15,205,634	14,927,002
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,007,370	2,007,370
資本剰余金	2,303,691	2,303,691
利益剰余金	3,318,499	3,370,480
自己株式	309,060	309,060
株主資本合計	7,320,501	7,372,481
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,861	7,771
評価・換算差額等合計	5,861	7,771
新株予約権	37,533	37,639
少数株主持分	22,593	19,742
純資産合計	7,374,766	7,422,092
負債純資産合計	22,580,400	22,349,095

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年1月31日)
売上高	9,517,668	9,226,246
売上原価	6,627,432	6,383,758
売上総利益	2,890,235	2,842,487
販売費及び一般管理費	2,604,317	2,412,522
営業利益	285,918	429,965
営業外収益		
受取利息	8,929	8,944
受取地代家賃	16,947	-
その他	12,338	6,659
営業外収益合計	38,215	15,603
営業外費用		
支払利息	36,116	37,500
営業外費用合計	36,116	37,500
経常利益	288,017	408,068
特別損失		
減損損失	-	5,283
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	158,479
特別損失合計	-	163,763
税金等調整前四半期純利益	288,017	244,305
法人税、住民税及び事業税	102,345	147,256
法人税等調整額	37,066	33,779
法人税等合計	139,412	113,476
少数株主損益調整前四半期純利益	-	130,828
少数株主利益	116	2,850
四半期純利益	148,488	127,977

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	288,017	244,305
減価償却費	263,316	231,919
減損損失	-	5,283
のれん償却額	18,984	18,984
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	158,479
貸倒引当金の増減額（は減少）	14	16
賞与引当金の増減額（は減少）	47,450	51,000
退職給付引当金の増減額（は減少）	2,472	1,179
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	-	4,197
受取利息及び受取配当金	9,221	9,275
支払利息	36,116	37,500
売上債権の増減額（は増加）	1,228	6,983
たな卸資産の増減額（は増加）	206,482	84,847
仕入債務の増減額（は減少）	1,188,189	324,282
未払消費税等の増減額（は減少）	26,136	38,494
長期前払費用の増減額（は増加）	78,041	37,553
その他	132,556	26,883
小計	1,714,674	912,452
利息及び配当金の受取額	550	577
利息の支払額	33,840	39,838
法人税等の支払額	177,249	180,359
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,504,134	692,832
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	33,195	25,018
無形固定資産の取得による支出	-	1,068
投資有価証券の取得による支出	271	307
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	630,313	-
敷金及び保証金の回収による収入	77,922	75,430
敷金及び保証金の差入による支出	80,000	455
その他	3,139	3,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	662,718	51,581
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	670,328	-
長期借入金の返済による支出	305,587	333,879
リース債務の返済による支出	179,798	150,159
配当金の支払額	145,293	165,456
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,301,007	649,495
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	459,591	94,918
現金及び現金同等物の期首残高	4,062,065	1,192,313
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,602,473	1,287,232

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年1月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(資産除去債務に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成20年3月31日企業会計基準第18号)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成20年3月31日企業会計基準適用指針第21号)を適用しております。 この変更により、従来と同様の方法によった場合に比べ、営業利益及び経常利益はそれぞれ6,585千円、税金等調整前四半期純利益は165,064千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は367,166千円であります。</p> <p>(不動産賃貸収入の計上区分の変更) 従来、テナントからの賃貸料収入は、営業外収益の受取地家賃として計上しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、賃貸料収入は売上高に、対応する原価は売上原価に含めて計上することに変更いたしました。 これは、今後の店舗政策として、集客力の向上を図るために異業種のテナントを入れた大型店舗による新規出店及び既存店の改修を行っていく方針が明確となったため、テナントからの賃貸料収入の金額の重要性が今後さらに高まることから、実態をより適切に表示するために行ったものであります。 この変更により、従来と同一の基準によった場合に比べ、売上高が35,987千円、売上総利益が14,807千円、営業利益が23,600千円それぞれ増加しておりますが、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年1月31日)	前連結会計年度末 (平成22年10月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 3,975,820千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 3,756,230千円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年1月31日)																				
1 販売費及び一般管理費の主なもの	1 販売費及び一般管理費の主なもの																				
<table border="0"> <tr> <td>給与手当</td> <td>856,448千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>590,021千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入</td> <td>38,000千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>222,599千円</td> </tr> <tr> <td>のれん償却額</td> <td>18,984千円</td> </tr> </table>	給与手当	856,448千円	地代家賃	590,021千円	賞与引当金繰入	38,000千円	減価償却費	222,599千円	のれん償却額	18,984千円	<table border="0"> <tr> <td>給与手当</td> <td>774,531千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>579,482千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入</td> <td>39,000千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>209,194千円</td> </tr> <tr> <td>のれん償却額</td> <td>18,984千円</td> </tr> </table>	給与手当	774,531千円	地代家賃	579,482千円	賞与引当金繰入	39,000千円	減価償却費	209,194千円	のれん償却額	18,984千円
給与手当	856,448千円																				
地代家賃	590,021千円																				
賞与引当金繰入	38,000千円																				
減価償却費	222,599千円																				
のれん償却額	18,984千円																				
給与手当	774,531千円																				
地代家賃	579,482千円																				
賞与引当金繰入	39,000千円																				
減価償却費	209,194千円																				
のれん償却額	18,984千円																				

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年1月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 3,612,473千円	現金及び預金 1,297,232千円
預入期間が3か月超の定期預金 10,000千円	預入期間が3か月超の定期預金 10,000千円
現金及び現金同等物 3,602,473千円	現金及び現金同等物 1,287,232千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年1月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年11月1日至平成23年1月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	12,688,000

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	690,765

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社			37,533
合計			37,533

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年1月14日 定時株主総会	普通株式	179,958	15	平成22年10月31日	平成23年1月17日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年11月1日至平成22年1月31日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占める「小売事業」の割合が、いずれも90%を超えるため、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年11月1日至平成22年1月31日)

在外子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年11月1日至平成22年1月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は主に、商品・サービス別の事業会社を置き、各事業会社は、取扱う商品・サービスについて包括的な事業戦略の立案並びに事業活動を展開しております。

したがって、事業会社を基礎とした商品・サービス別の事業セグメントから構成されており、「蔦屋書店事業」を報告セグメントとしております。

「蔦屋書店事業」は、書籍、CD・DVD、文具・雑貨等の販売およびCD・DVD等のレンタルを取扱うチェーンストアを事業展開しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自平成22年11月1日至平成23年1月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント	その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	蔦屋書店事業				
売上高					
外部顧客への売上高	8,899,418	326,827	9,226,246	-	9,226,246
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	989	989	989	-
計	8,899,418	327,817	9,227,235	989	9,226,246
セグメント利益	403,494	6,056	409,550	20,415	429,965

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、中古買取販売事業及びスポーツ関連事業を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自平成22年11月1日至平成23年1月31日)

(固定資産に係る重要な減損損失)

蔦屋書店事業セグメントにおいて、閉店が確定した店舗の資産について減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は5,283千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年1月31日)		前連結会計年度末 (平成22年10月31日)	
1株当たり純資産額	609円69銭	1株当たり純資産額	613円87銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年1月31日)	前連結会計年度 (平成22年10月31日)
純資産の部の合計額(千円)	7,374,766	7,422,092
普通株式に係る純資産額(千円)	7,314,639	7,364,710
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	60,126	57,382
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	37,533	37,639
少数株主持分	22,593	19,742
普通株式の発行済株式数(株)	12,688,000	12,688,000
普通株式の自己株式数(株)	690,765	690,765
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	11,997,235	11,997,235

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年1月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年1月31日)	
1株当たり四半期純利益	12円38銭	1株当たり四半期純利益	10円67銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	12円33銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	10円63銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年1月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	148,488	127,977
普通株式に係る四半期純利益(千円)	148,488	127,977
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	11,997,235	11,997,235
四半期純利益調整額(千円)		
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株)		
新株予約権	44,974	44,974
普通株式増加数(株)	44,974	44,974
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2. 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年3月5日

株式会社トップカルチャー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白 井 正 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 代 勲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トップカルチャーの平成21年11月1日から平成22年10月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年11月1日から平成22年1月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年11月1日から平成22年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トップカルチャー及び連結子会社の平成22年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年3月4日

株式会社トップカルチャー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白 井 正 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 代 勲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トップカルチャーの平成22年11月1日から平成23年10月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年11月1日から平成23年1月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年11月1日から平成23年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トップカルチャー及び連結子会社の平成23年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。